

法律名	ダイオキシン類対策特別措置法
施行日	平成12年 平成15年改正
目的	ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。（第1条）
対象者	ダイオキシン類を大気中に排出する事業者
規制対象事業規模	廃棄物焼却炉の場合、火床面積が0.5m ² 以上又は焼却能力が一時間当たり50kg以上
規制内容等	<p>バイオマス事業は、焼却せずに資源を活用しようとするものであり、焼却（特に塩基化合物）に伴い発生するダイオキシンの規制はほとんど受けないと思われるが、参考までに紹介。製材工場等残材、建設発生木材等を燃やして発電や熱供給する場合は十分配慮しなければならない法律。</p> <p>「ダイオキシン類」とは、次に掲げるもの（第2条）で、これらを大気中に排出する施設を設置する工場や事業場は規制の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) ポリ塩化ジベンゾフラン 2) ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン 3) コプラナー・ポリ塩化ビフェニル <p>事業者は、事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講じなければならない。（第5条）</p> <p>ダイオキシン類の大気排出基準は、排出ガスに含まれるダイオキシン類の量を2・3・7・8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した量で決められており、廃棄物の焼却炉の場合は以下のようになっている。（第8条、施行規則第1条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 焚却能力 4000kg以上 / 1h 0.1ナノグラム 2) 焚却能力 2000kg以上 4000kg未満 / 1h 1ナノグラム 3) 焚却能力 2000kg未満 / 1h 5ナノグラム <p>規制対象となる特定施設の設置には以下の届出が必要となる（第12条）。</p>

	<p>1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>2) 特定事業場の名称及び所在地</p> <p>3) 特定施設の種類</p> <p>4) 特定施設の構造</p> <p>5) 特定施設の使用の方法</p> <p>6) 大気基準適用施設の発生ガスの処理方法</p> <p>廃棄物焼却炉の集じん機によって集められたばいじんや焼却灰等の燃え殻を処分（再生することも含む）する場合は、ダイオキシン類の量が環境基準以内となるように処理しなければならない（第24条）。</p> <p>大気基準適用施設の設置者は、毎年一回以上でかつ政令で定める回数、排出ガスのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。また、廃棄物焼却炉の測定を行う場合は、併せて、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰等の燃え殻についても、ダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。（第28条）</p>
備考	バイオマス事業の場合、原材料を燃やすケースは少ないと思われるが、熱源として焼却炉を利用する場合が考えられるので参考までに紹介。
対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	機械的加工、熱化学的変換
ビジネスプロセス	施設計画、生産
関連法	公害防止事業費事業者負担法 都道府県知事がダイオキシン類土壤汚染対策計画を策定し、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合には、公害防止事業費事業者負担法が適用される。